

齒科診療所

第1表 施設数 ; 開設者・常勤歯科医師数別

	個人	その他	全体
1人	7	-	7
2人以上	6	4	10
全体	13	4	17

(注) 「その他」は、市町村立、医療法人などの歯科診療所である。

第2表 1施設当たり従事者数；職種・開設者・常勤－非常勤別

単位：人

	個人		その他		全体	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
歯科医師	1.5 (0.2)	0.2 (-)	4.0 (・)	0.5 (・)	2.1 (0.2)	0.3 (-)
歯科衛生士	1.7 (0.2)	0.5 (-)	3.8 (・)	2.3 (・)	2.2 (0.1)	0.9 (-)
歯科技工士	0.4 (-)	- (-)	2.5 (・)	0.3 (・)	0.9 (-)	0.1 (-)
事務職員	0.8 (0.2)	0.2 (0.2)	3.0 (・)	0.5 (・)	1.4 (0.2)	0.3 (0.1)
その他の職員	1.8 (0.2)	0.5 (-)	1.3 (・)	- (・)	1.7 (0.1)	0.4 (-)
全体	6.2 (0.8)	1.4 (0.2)	14.5 (・)	3.5 (・)	8.2 (0.6)	1.9 (0.1)

- (注) 1. ()内は青色専従者の再掲である。
 2. 非常勤職員については、各施設における通常の勤務時間に常勤換算したものである。

第3表 個人立歯科診療所施設数 ; 1日当たり外来患者数階級・常勤歯科医師数別

歯科医師	1日当たり外来患者数							全 体
	～19人	20～39人	40～59人	60～79人	80～99人	100人～	無 回 答	
1 人	2	3	2	-	-	-	-	7
2人以上	1	4	-	1	-	-	-	6
全 体	3	7	2	1	-	-	-	13

第4表 1施設当たり初診患者数・再診患者延数・診療日数 ; 開設者別

単位：人、日

	個 人	その他	全 体
初診患者数	87.1	167.8	106.1
再診患者延数	624.4	1,601.3	854.2
初診・再診 患者延数	711.5	1,769.0	960.3
診療日数	22.9	25.0	23.4

- (注) 1. 初診患者数、再診患者延数は平成13年6月1ヵ月のものである。
 2. 診療日数は、月間日数30日から1ヵ月間の休診日数を控除した日数である。

第5表 1施設当たり収支額；収支科目・開設者別

単位：円

	個人	その他	全体
I 医業収入	5,091,301	14,764,995	7,367,464
1. 保険診療収入	4,590,351	13,394,990	6,662,031
2. 労災等診療収入	-	-	-
3. その他の診療収入	459,858	1,277,155	652,163
4. その他の医業収入	41,092	92,851	53,271
II 医業費用	4,052,046	12,968,077	6,149,936
1. 給与費	1,809,679	8,063,943	3,281,271
(再掲) 青色専従者給与費	438,738	.	335,505
2. 医薬品費	74,302	91,295	78,300
3. 歯科材料費	417,987	787,712	504,981
4. 委託費	500,584	845,482	581,737
(再掲) 歯科技工委託費	471,162	694,500	523,712
(再掲) 医療用廃棄物委託費	2,902	1,733	2,627
(再掲) 医療事務委託費	10,532	149,250	43,171
(再掲) その他の委託費	15,989	-	12,227
5. 減価償却費	166,993	620,428	273,683
(再掲) 建物減価償却費	64,689	159,194	86,926
(再掲) 医療機器減価償却費	66,470	303,239	122,180
(再掲) その他の減価償却費	35,834	157,995	64,577
6. その他の医業費用	1,082,501	2,559,217	1,429,964
(再掲) 建物賃借料	19,231	415,828	112,548
(再掲) 医療機器賃借料	42,873	153,435	68,887
III 収支差額 (I - II)	1,039,255	1,796,919	1,217,529
施設数	13	4	17

第6表 個人立歯科診療所1施設当たり収支額； 収支科目・医業収入に対する労災等診療収入及びその他の診療収入比率階級別

単位：円

	なし	5%未満	5%以上 10%未満	10%以上 15%未満	15%以上 20%未満	20%以上 25%未満	25%以上 30%未満	30%以上 40%未満	40%以上 50%未満	50%以上	全体
I 医業収入	4,560,005	4,307,999	6,602,795	-	-	-	-	5,288,400	5,366,099	-	5,091,301
1. 保険診療収入	4,500,405	4,195,627	6,071,174	-	-	-	-	3,301,634	3,070,499	-	4,590,351
2. 労災等診療収入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3. その他の診療収入	-	49,653	515,608	-	-	-	-	1,986,766	2,295,600	-	459,858
4. その他の医業収入	59,600	62,719	16,013	-	-	-	-	-	-	-	41,092
II 医業費用	3,624,987	3,489,227	4,938,267	-	-	-	-	4,283,767	4,985,414	-	4,052,046
1. 給与費	1,613,149	1,827,347	2,010,782	-	-	-	-	2,052,203	1,893,500	-	1,809,679
(再掲) 青色専従者給与費	413,500	439,809	383,333	-	-	-	-	466,666	700,000	-	438,738
2. 医薬品費	63,420	59,601	132,803	-	-	-	-	4,000	67,620	-	74,302
3. 歯科材料費	280,479	341,334	671,635	-	-	-	-	430,230	562,299	-	417,987
4. 委託費	370,906	427,437	688,612	-	-	-	-	893,000	411,915	-	500,584
(再掲) 歯科技工委託費	352,899	393,087	664,946	-	-	-	-	863,000	323,515	-	471,162
(再掲) 医療用廃棄物委託費	625	1,733	7,000	-	-	-	-	-	8,400	-	2,902
(再掲) 医療事務委託費	17,382	-	16,667	-	-	-	-	-	-	-	10,532
(再掲) その他の委託費	-	32,618	-	-	-	-	-	30,000	80,000	-	15,989
5. 減価償却費	126,039	116,751	288,686	-	-	-	-	139,882	184,514	-	166,993
(再掲) 建物減価償却費	62,480	41,092	100,896	-	-	-	-	58,607	43,988	-	64,689
(再掲) 医療機器減価償却費	43,517	59,318	112,517	-	-	-	-	37,160	93,858	-	66,470
(再掲) その他の減価償却費	20,042	16,341	75,273	-	-	-	-	44,115	46,668	-	35,834
6. その他の医業費用	1,170,995	716,757	1,145,749	-	-	-	-	764,452	1,865,566	-	1,082,501
(再掲) 建物賃借料	-	-	83,333	-	-	-	-	-	-	-	19,231
(再掲) 医療機器賃借料	53,902	50,278	45,667	-	-	-	-	-	-	-	42,873
III 収支差額 (I - II)	935,019	818,772	1,664,528	-	-	-	-	1,004,633	380,685	-	1,039,255
施設数	5	3	3	-	-	-	-	1	1	-	13

第7表 個人立歯科診療所1施設当たり資産・負債額（平成12年末）

単位：円

	金 額
I 資産合計	72,596,349
（再掲）有形固定資産	40,172,514
II 負債合計	29,669,718
（再掲）借入金	26,960,515
III 資本合計（I－II）	42,926,631

（注） 青色申告により税務申告を行い、資産負債調（貸借対照表）を提出した施設の数値である。

第8表 個人立歯科診療所1施設当たり設備投資額；用途別

単位：円

	金 額
土 地	1,285,154
建 物（建物付属設備を含む）	6,175,751
医 療 用 器 械 備 品	2,521,122
その他の有形固定資産	143,481
全 体	10,125,507

（注） 平成12年7月から平成13年6月までの1年間の設備投資の額である。

第9表 1施設当たり年間税負担額（平成12年）； 税種目・開設者別

単位：円

	個人	その他	全体
所得税・法人税	1,696,503	901,634	1,509,475
住民税	902,810	350,688	772,899
事業税	49,437	96,815	60,585
全体	2,648,750	1,349,137	2,342,959

- (注) 1. 税負担額は総所得金額に対する税負担額であり、医業に係る事業所得以外の各種所得に対する税負担額が含まれている。
 2. 税負担額は前年所得（平成12年所得）に係るものである。